

指定申請の流れ

資料9

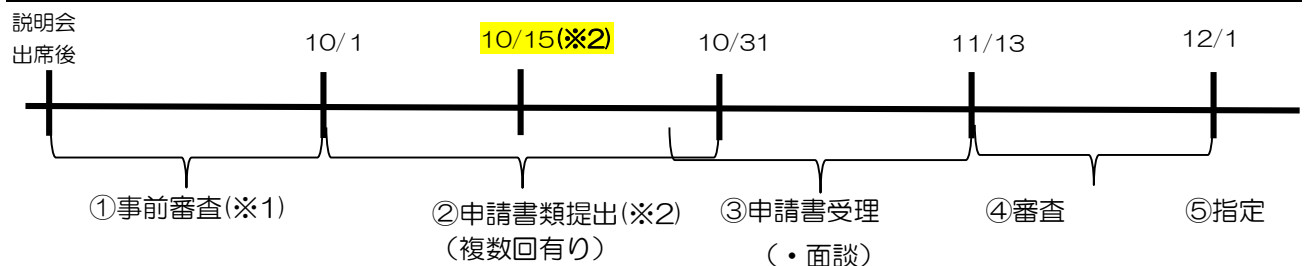
1 指定スケジュール

指 定 日：毎月1日

2 申請から指定までの流れ

例) 8月1日指定の場合

	手続	受付方法	手続〆切	書類等
①事前審査	電話連絡	郵送・持参・面談	指定希望日の前々月の1日まで(※1)	平面図・事前審査調査票等を提出 ⇒内容確認後、問題がなければ指定申請へ(修正、差替えの必要に応じ複数回提出)
②指定申請提出	電話連絡	郵送 持参	指定希望日の前月の1日まで(※2・3)	指定申請書類一式 (修正、差替えの必要に応じ複数回提出)
③申請書の受理等		面談	指定希望日の前月の15日まで	指定申請書類が整った事業所に対面にて受理日を記載



※1 指定希望日の前々月(2か月前)の1日までに川崎市による面談・事前審査が完了していることが必要です。**提出〆切ではないので、注意してください。**また、内容によっては調査票の再修正が必要になります。

※2 1回目の書類の提出締切り日は、前々月15日までとします。(書類に不足がある場合はご連絡ください。)

※3 指定希望日の前月の1日(1日が土日祝日の場合は前営業日)までに不備不足ない書類を完成させてください。

※障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)については、事前審査前に開設前説明会に参加する必要があります。

1 事前審査

○ 指定を受けようとする日(毎月1日)の前々月(2か月前)の1日までに川崎市による事前審査が完了していることが必要です。 例) 12月1日に指定を受けようとする場合 ⇒ 10月1日まで

○ 設備基準・事業計画等を確認しますので、「川崎市事前審査必要書類提出票」に記載された資料を事業者指定担当まで電話連絡の上、ご提出ください。

※必要書類は内容確認に一定程度お時間をいただきます。その上で、対面の面談を実施し、状況が確認できた上で、事前審査を完了とします。(記載内容によっては、対面の面談は省略される場合があります。)なお、状況により提出書類を補正し、書類を再提出いただく場合がございますが、**川崎市による事前審査が完了していない場合、次の指定申請の手続きに進むことは原則できません。その場合、一月単位での延期又は指定不可になる場合があります。内容確認・面談・書類補正に要する時期を考慮の上、提出書類は時期に余裕をもって提出ください。**

※事業内容によっては、必要書類提出票に掲載されている書類以外の書類を求める場合があります。
※設備基準等に合致しているかどうか、提供される支援の内容の質が担保され、適正な運営ができるかなどを確認します。内容確認の結果、指定基準を満たしていると判断された場合には、指定に向け「指定申請書類一式」の作成に進んでいただきます。

※施設及び設備を使用してサービス提供を行う通所支援事業等を申請する場合には、賃貸借契約締結前及び新築又は改修工事着工前に事前審査を開始してください。

※賃貸借契約締結済であったり、施設が完成していたりしても指定できない場合があります。

※ 建設会社、不動産会社及びコンサルタントの方のみの連絡・相談はお受けしかねます。

※「指定基準を知りたい」という主旨の相談はお受けしかねます。

※建築基準法や消防法上の基準への適合についてもそれぞれ管轄部署に確認しておいてください。

<連絡先> 川崎市健康福祉局障害者施設指導課事業者指定担当 (TEL: 044-200-2927)

2 指定申請（修正・差替えの必要に応じて複数回提出）

○ **事前審査完了後**、電話連絡の上、**〔郵送又は持参〕**により指定書類一式を提出してください。

※1回目の書類の提出締切り日は、前々月15日までとします。（書類に不足がある場合はご連絡ください。）

※修正、差替え及び追加資料の提出等により申請書類の補正が必要な場合があります。余裕のある日程で指定書類を提出し、**書類の最終〆切である指定を受けようとする日の前月1日までに不備不足ない書類を完成させてください。**

※同様に書類の最終〆切である指定を受けようとする日の前月1日までに建築、改修、消防設備の設備・備品の設置・確認等が全て完了し、そのことがわかる書類を提出する必要があります。

※最終〆切までに申請書類が揃っていない又は補正が完了していない場合は受理できません。

3 申請書類の掲載先

○指定申請書類

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」
→「9. 事業者指定申請書様式等（児童福祉法関連）」

※「新規指定申請チェックシート」も格納されておりますので、あわせてご提出ください。

○体制届出書類

「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「8-7. 令和8年度体制届に関するお知らせ（児）」

○処遇改善加算等届出書類（算定しない場合は提出不要）

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「6. お知らせ（県内共通）」
→「3 福祉・介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ」

4 指定申請書の受理及び面談

指定を受けようとする日の前月1日までに申請書類の補正が完了した後、書類に受理日を記載し、正式に受理します。状況により、管理者、児童発達支援管理責任者の面談を行いますので、ご了承ください。

5 審査

申請書類を改めて確認します。必要に応じて差替え、追加などの補正を指定期限内に依頼します。

6 現地確認

申請状況に応じて、現地確認を指定申請書の受理以後、実施する場合があります。
（指定申請時の内容と一致していることを確認します。）

7 指定書通知書発送（前月の25日前後）

事業所あてに指定書等を普通郵便で送付します。（原則、指定書の再発行はいたしません。）

8 指定（毎月1日付け）

3 申請時の注意点

① 人員、設備基準等について

指定事業者は条例で定める人員、設備、運営基準に従い、サービス提供する必要があります。十分に基準を理解したうえで、事業計画を御策定ください。なお、指定基準の条例につきましては、以下より御確認ください。

＜条例掲載先＞

「川崎市ホームページ」→「市政情報」→「川崎市例規集（外部リンク）」→「目次検索」
→「第18類 民生」→「第3章 事業、施設等基準」
・川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

② 法人格の必要性

障害福祉サービス等の事業を申請するには、法人格を有する必要があります。なお、法人格の種類は問いません。

③ 定款について

申請時、定款の「事業目的」に申請される事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられていることが必要です。新たに記載する場合は正しい法律名を記載してください。

4 新規指定後のメールアドレス登録（らくらくへのメールアドレス登録）

① 重要なお知らせ等の配信について

各種研修や制度改正、集団指導開催についてのお知らせ等の情報はインターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載するとともに、同サイトに御登録頂いているアドレス宛てに、メールを送信することで周知を図っておりますので、新規で指定を受けた後は御登録をお願いします。

※ メール内容ごとに送信先のサービス種別を変えているため、複数サービスの指定を受けている場合はサービスごとの登録が必要となります。

② 登録手順について

メールアドレス登録に関する手順の掲載先は次のとおりとなります。

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→
「10. 利用マニュアル・振興会からのお知らせ等」→「操作マニュアル」→
「2023/03/24 付け 事業者管理操作マニュアル」

※ 上記を御確認頂き、登録を行ってください。その上で、御不明な点がございましたら、次の問合せ先まで御連絡をお願いします。

＜問合せ先＞

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 障害福祉情報サービスかながわサポート担当
(E メール:handyc@kanafuku.jp TEL:045-680-5686 FAX:045-227-5691)

※ 障害福祉情報サービスかながわへの事業所情報登録方法についての問合せ先は、川崎市ではなく、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会様となります。お間違えのないよう、お願いいたします。

こども性暴力防止法の施行に伴う対応について

教育・保育などのこどもに接する場でのこどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、令和6年6月19日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、いわゆる「こども性暴力防止法」が成立し、本年12月25日に施行されます。

本日、説明会にご参加の皆様が開設を予定している、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業者につきましては、法律で定める性暴力防止の取組の義務が生じます。

詳細は、「障害福祉情報サービスかながわ」のホームページに掲載しておりますので、内容をご確認ください（追加のお知らせにつきましても、順次掲載されます）。

（掲載先）障害福祉情報サービスかながわ

→書式ライブラリ

→3. 川崎市からのお知らせ

→1. 川崎市からのお知らせ

（掲載URL）

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=10>

2026年12月25日より

こどもたちを 性暴力からまもる 新しい制度が 始まります

こどもに対する性暴力は
断じて許されません。

「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。



教育・保育
などを行う
事業者
の皆さまへ

こどもまんなか
こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

事業者求められること

- ✓ 性暴力の未然防止のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ✓ 性暴力の早期発見のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ✓ こどもと接する業務に就く人の性犯罪歴の確認 など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなどの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず**全ての施設や事業者が対象**となります。

放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。



義務対象

- ・ 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）
- ・ 認可保育所、認定こども園
- ・ 児童養護施設
- ・ 障害児施設 など



認定対象

- ・ 認可外保育施設
- ・ 一時預かり、病児保育
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ✓ **法で定められた性暴力防止のための取り組みが求められます。**
(義務対象事業者と同様の取り組み)
- ✓ **事業者の認定の有無を保護者などが確認できるようになります。**
(こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます)
- ✓ **「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。**
(認定事業者マーク)



こども家庭庁が
認定事業者を**公表**



看板や広告に
認定マーク**表示**



こどもや保護者
国民の皆さまが
認定事業者を**認知**



教育・保育 などを行う 事業者の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。

こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、
法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。

手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。

詳しくはこちら



こどもまんが
こども家庭庁